山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定

青少年自然の家に係る指定管理者の指定.

甲種漁港施設に係る指定管理者の指定 (漁港漁場整備課)

栽培漁業センターに係る指定管理者の指定 (水産振興課)......

やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の指定 (農業振興課)

港湾施設に係る指定管理者の指定 (港湾課).....

流域下水道に係る指定管理者の指定 (都市計画課).......

自然公園施設に係る指定管理者の指定 (自然保護課).....

山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定 (文化振興課) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定 (文化振興課)..... 山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の指定 (文化振興課)......

Щ

児童福祉施設に係る指定管理者の指定 (こども家庭課)......

山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定 (こども家庭課)........ 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定 (健康増進課)...... 山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定 (自然保護課)

山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定 (新産業振興課).......

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること(知事が定めるものに限る。

同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ

条例第四条第二項の規定により、

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

山口県知事

村 畄

嗣

政

公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

美術館に係る指定管理者の指定 (文化振興課)........

山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定 (政策企画課)...

目

次

毎週火・金曜日発行

平成 28 年 3月29日

(火曜日)

九条第一項の規定により、山口県セミナーパークに係る指定管理者を次のとおり指定し (一一四) 山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定 山口県セミナーパーク条例 (平成七年山口県条例第二号。

以下「条例」という。)

平成二十八年三月二十九日

(四) (\overline{H}) 条例第五条の許可をすること。

Ξ

条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、 又はその使用を拒むこ

施設及び設備の維持管理に関すること。

五

兀 兀

五

指定の期間

: : : :

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

七六

七 七

八

(一一五) スポーツ交流まちづくり拠点施設に係る指定管理者の指定

係る指定管理者を次のとおり指定しました。 下「条例」という。) 第九条第一項の規定により、 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例 (平成十七年山口県条例第四十九号。 スポーツ交流まちづくり拠点施設に 以

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

Щ 口県立おのだサッカー

交流公園

Щ

陽 小

野 田

市

名

称

位

置

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 県立おのだサッカー 交流公園運営協会

代表者 白井 博文

主たる事務所の所在地 山陽小野田市日の出一丁目一番一号

指定管理者が行う管理に関する事務の内容 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

Ξ

条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ

報

条例第五条の許可をすること。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

兀 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

Щ П 名 県 立 下 関 武 道 称 館 下 位 関 置 市

指定管理者に管理を行わせるスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置

山

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下関市 下関市南部町一番

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ

条例第五条の許可をすること。

(四) (三) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一一六)美術館に係る指定管理者の指定

四条第一項の規定により、美術館に係る指定管理者を次のとおり指定しました。 山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村 畄 嗣

政

指定管理者に管理を行わせる美術館の名称及び位置

山口	Щ	
県立	П	名
萩美	県	
術 館	立	
浦	美	
上記念	術	称
館	館	
萩	Щ	位
	П	
市	市	置

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

称 サントリー パブリシティサー ビスグループ

主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目一三番五号 代表者 サントリーパブリシティサービス株式会社

 \equiv 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

限る。)。 条例第三条第一号に掲げる業務に関すること (美術品等の展示に附帯するものに

□ 条例第三条第三号に掲げる業務に関すること (美術品等の展示に関連するもの及 び研究会の開催に関することを除く。

る。)。 条例第三条第四号に掲げる業務に関すること(生涯学習の支援に関することに限

条例第三条第五号に掲げる業務に関すること (知事が定めるものに限る。)。

条例第八条の許可(施設の使用に係るものに限る。次号において同じ。)をする

条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は条例第八条の許可を取り

報

四

施設及び設備の維持管理に関すること。

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

指定の期間

(一一七) 山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の指定

条第一項の規定により、 定しました。 山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号。 山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者を次のとおり指 以下「条例」という。)第十

平成二十八年三月二十九日

村 畄 嗣 政

山口県知事

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

称

サントリー パブリシティサー ビスグループ

代表者 サントリーパブリシティサービス株式会社

主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目一三番五号

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 館すること。 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、 又は臨時に閉

 (Ξ) こ と 。 条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を延長し、 又は短縮する

(四) 条例第六条の許可をすること。 Щ

(五) 条例第八条の規定により、 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ

施設及び設備の維持管理に関すること

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間 指定の期間

(一一八) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定

第一項の規定により、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者を次のとおり指定しました。 山口県芸術村条例 (平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。) 第十条

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口きらめき財団 山口市水の上町一番七号

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

館すること。 条例第四条第二項の規定により、 同条第一項に掲げる日に開館し、 又は臨時に閉

条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を短縮すること

条例第六条の許可をすること。

 (Ξ)

条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、 又はその使用を拒むこ

(<u>Fi</u>)

施設及び設備の維持管理に関すること

(六)

Ξ

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一一九)山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定

次のとおり指定しました。 う。) 第十条第一項の規定により、山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者を 山口県民芸術文化ホール条例 (平成十一年山口県条例第三十七号。以下「条例」とい

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村 畄 嗣

政

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人長門市文化振興財団 長門市仙崎八一八番地の一

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第四条第二項の規定により、 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。 同条第一項に掲げる日に開館し、

又は臨時に閉

館すること。

条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を延長し、 又は短縮する

条例第六条の許可をすること。

(五) (四) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、 又はその使用を拒むこ

Ξ

施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一二〇) やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定

う。) 第八条第一項の規定により、やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者を 次のとおり指定しました。 山口県県民活動支援センター条例 (平成十四年山口県条例第五号。以下「条例」とい

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人やまぐち県民ネットニー 山口市大殿大路一三五番地二

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

に閉館すること。 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、 又は臨時

ے 条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する

(五) (四) 条例第六条の規定により、やまぐち県民活動支援センターの利用を拒むこと。

施設及び設備の維持管理に関すること。

Щ

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一二一) 自然公園施設に係る指定管理者の指定

条第一項の規定により、自然公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。 山口県自然公園施設条例 (平成七年山口県条例第四号。以下「条例」という。) 第八

平成二十八年三月二十九日

政

山口県知事 村 畄 嗣

指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

山口県豊田湖ビジター センター	名称
下	位
関	
市	置
	口県豊田湖ビジターセンター 下 関

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下関市 下関市南部町一番一号

Ξ 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

条例第四条第二項の規定により、

に閉館すること。

同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時

ے 条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を延長し、 又は短縮する

(四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間

兀

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

市	萩	山口県須佐湾ビジター センター
置	位	名称

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 萩市 萩市大字江向五一〇番地

Ξ 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

に閉館すること。 条例第四条第二項の規定により、 同条第一項各号に掲げる日に開館し、 又は臨時

条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を延長し、 又は短縮する

指定の期間

(四) (五) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。 施設及び設備の維持管理に関すること。

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名
称
位
置

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 美祢市 美祢市大嶺町東分三二六番地

Ξ 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

 (\equiv) に閉館すること 条例第五条第二項の規定により、 又は短縮する

同条第一項の開館時間を延長し、

条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

П

施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

Щ

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一二二) 山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定

おり指定しました。 第九条第一項の規定により、 山口県立自然観察公園条例 (平成十三年山口県条例第五号。以下「条例」という。) 山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者を次のと

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人野鳥やまぐち 山口市阿知須五〇九番地五三

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

に閉園すること。 条例第四条第二項の規定により、 同条第一項各号に掲げる日に開園し、 又は臨時

条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開園時間を延長し、 又は短縮する

条例第七条の規定により、山口県立きらら浜自然観察公園の使用を拒むこと。

施設及び設備の維持管理に関すること。

(五) (四)

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一二三) 山口県健康づくりセンター に係る指定管理者の指定

とおり指定しました。 う。) 第十条第一項の規定により、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者を次の 山口県健康づくりセンター条例(平成九年山口県条例第二号。 以下「条例」とい

平成二十八年三月二十九日

又は臨時

山口県知事

村

畄

嗣

政

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 公益財団法人山口県健康福祉財団 山口市吉敷下東三丁目一番一号

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

に閉館すること。 条例第四条第二項の規定により、 同条第一項各号に掲げる日に開館し、 又は臨時

ے ع 条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を延長し、 又は短縮する

(四) 条例第六条の許可をすること。 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ

(<u>FL</u>) 施設及び設備の維持管理に関すること

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

五

 (\equiv)

条例第十九条の三第二項の規定により、

同条第一項の開館時間を延長し、

又は短

(一二四) 山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定

理者を次のとおり指定しました。 いう。) 第二十三条第一項の規定により、 身体障害者社会参加支援施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号。 山口県聴覚障害者情報センター に係る指定管 以下「条例」と

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会 山口市鋳銭司二三六四番地

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第十九条各号に掲げる業務に関すること。

(二) は臨時に閉館すること。 条例第十九条の二第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、 又

(四) 縮すること。 条例第二十一条の規定により、 山口県聴覚障害者情報センターの利用を拒むこ

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

Ξ 指定の期間

П

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一二五)山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定

Щ

次のとおり指定しました。 う。) 第八条第一項の規定により、 山口県母子・父子福祉施設条例(昭和四十六年山口県条例第三号。 山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者を 以下「条例」とい

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会 山口市富田原町四番五八号

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

 $(\underline{})$ 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、 又は臨時

に閉館すること。

条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する

(四) 条例第六条の規定により、山口県母子・父子福祉センターの利用を拒むこと。

施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一二六)児童福祉施設に係る指定管理者の指定

五条の規定により、児童福祉施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。 児童福祉施設条例 (昭和三十九年山口県条例第二十六号。以下「条例」という。) 第

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村

> 畄 嗣 政

指定管理者に管理を行わせる児童福祉施設の名称及び位置

Щ 名 П 県 み ほ IJ 学 称 袁 Щ 位 П 置 市

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号

Ξ 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

施設及び設備の維持管理に関すること。

兀 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一二七) 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定

定しました。 第九条第一項の規定により、 山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号。以下「条例」という。 山口県国際総合センターに係る指定管理者を次のとおり指

平成二十八年三月二十九日

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

山口県知事

村

畄

嗣

政

般財団法人山口県国際総合センター
下関市豊前田町三丁目三番

指定管理者が行う管理に関する事務の内容 条例第三条第二項の規定により、 同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ

 (\Box) 条例第四条の許可をすること。

 (Ξ) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ

(四) 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一二八) やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の指定

とおり指定しました。 う。) 第十一条第一項の規定により、やまぐちフラワーランドに係る指定管理者を次の 山口県フラワーランド条例 (平成十七年山口県条例第五十号。以下「条例」とい

平成二十八年三月二十九日

П

Щ

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

般財団法人やない花のまちづくり振興財団 柳井市新庄五〇〇番地

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

に閉園すること。 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、 又は臨時

又は短縮すること。 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、

条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第九条の規定により、 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ

 $(\frac{1}{2})$ 施設及び設備の維持管理に関すること。

> Ξ 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一二九) 栽培漁業センターに係る指定管理者の指定

いう。)第四条の規定により、栽培漁業センターに係る指定管理者を次のとおり指定し 山口県栽培漁業センター条例(昭和三十九年山口県条例第四十四号。以下「条例」と

平成二十八年三月二十九日

山口県知事

村

畄 嗣 政

指定管理者に管理を行わせる栽培漁業センター の名称及び位置

山口県外海第二栽培漁業センター	山口県外海栽培漁業センター	山口県内海栽培漁業センター	名称
阿武	長	Щ	位
郡阿武	門	П	
町	市	市	置

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 公益社団法人山口県栽培漁業公社 山口市秋穂東五一七九番地

Ξ 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一三〇) 甲種漁港施設に係る指定管理者の指定

た。 第十五条第一項の規定により、甲種漁港施設に係る指定管理者を次のとおり指定しまし 山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。)

兀

-15)

平成二十八年三月二十九日

指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

山口県知事

村 岡 嗣 政

市	南	周	場、照明施設、植栽、休憩所及び便所浮桟橋A、浮桟橋B、浮桟橋C、駐車	港	漁	山	ılı	徳
場所	漁港施設の	甲種	甲種漁港施設の名称	称	名	の	港	漁

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番| 二四号

指定管理者が行う管理に関する事務の内容 条例第十二条の二第一項の許可をすること。

 $(\underline{})$ 条例第十二条の二第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

条例第十二条の二第四項の規定による協議を受けること。

又はその条件を変更すること。 条例第十四条第一項の規定により、条例第十二条の二第一項の許可を取り消し、

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

山

見	漁
島	港
	の
漁	名
港	称
広場、宇津人工海浜及び宇津多目的ツ広場、宇津人工海浜及び宇津多目的宇津可動橋、本村可動橋、宇津スポー	甲種漁港施設の名称
萩	甲種漁港施設の場所

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市大字江向五一〇番地

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第十一条の規定による届出を受理すること。

施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間

兀

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一三一) 流域下水道に係る指定管理者の指定

下水道に係る指定管理者を次のとおり指定しました。 山口県流域下水道条例 (昭和六十一年山口県条例第一号) 第五条の規定により、 流域

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村 畄 嗣

政

道の処理区域の所在する市町 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水

周南流域下水道	名称
岩国市、光市及び周南市	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 綜合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五

=

Ξ 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間

兀

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

道の処理区域の所在する市町 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水

田 布 施 川 流 域 下 水 道 熊毛郡田布施町及び平生町 流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町		
毛郡田布施町及び平生町	布施川流域下水	
	毛郡田布施町及び平生	域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

綜合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五

指定管理者が行う管理に関する事務の内容 施設及び設備の維持管理に関すること。

Ξ

兀 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

(一三二) 港湾施設に係る指定管理者の指定

した。) 第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しまう。) 第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しま山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」とい

平

生

港

場臨港道路及び水場緑地場、水場口物揚場、水場E物揚場、水場E物揚場、水場区物揚場、水場区物揚港、水場区物揚港、水場日東流堤、水場田道道路

平

生

町

港

湾

の名称

港湾

施設の名称

港湾施設の場所

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡嗣政

| 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

岩	港
	湾
国	n n
	名
	称
港	.,
新	
港 運 動	港
公園	湾
NZ	施
	設
	の
	名
	称
岩	港湾
国	消 施 設
	設の場所
市	所
	1

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

岩国市 岩国市今津町一丁目一四番五一号

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- □ 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)設」という。)の使用に係るものに限る。四及び⑸において同じ。)をすること。□ 条例第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設(以下「指定港湾施
- を受理すること。
 三 条例第七条第五項の規定による届出 (指定港湾施設の使用に係るものに限る。)

Щ

を受けること。

П

- と。 四年 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付するこ
- 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

平生町(熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地の

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

Ξ

- 及び伍において同じ。)をすること。(条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。四
- を受理すること。
 三 条例第七条第五項の規定による届出 (指定港湾施設の使用に係るものに限る。
- (18) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付するこ四 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付するこ
- (六 施設及び設備の維持管理に関すること。 し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(五)

条例第十三条第一項の規定により、

条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

徳	港
Щ	湾
下	の
松	名
港	称
歩道及び釣突堤戸島緑地公園、中間緑地公園、中間緑地公園、海上遊はなぐり緑地護岸、下松埠頭公園、笠	港湾施設の名称
松市	港湾施設の場所

| 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下松市 下松市大手町三丁目三番三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

○ 条例第七条第一項及び第二項の許可 (指定港湾施設の使用に係るものに限る。四

(四) 条例第七条第四項の規定による協議 (指定港湾施設の使用に係るものに限る。

を受けること。 条例第七条第五項の規定による届出 (指定港湾施設の使用に係るものに限る。

及び団において同じ。) をすること。

を受理すること

条例第十条の規定により、 条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付するこ

条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

指定の期間

兀

(五)

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

市	南	周	緑櫛部場浜B 地ケ、、護 浜櫛櫛岸晴	海部の物間波 B、一揚ケ堤	及場港櫛戸ケ びの道ケへ浜 晴一路浜…防	緑野海橋(護櫛) 地積臨、岸板	海晴、浮ケ堤 A海晴桟浜A	、路揚ケ、防 晴、場浜 _{櫛波}	野ケケB海櫛 積浜浜、護ケ 場道船櫛岸浜	取44 D海梅	港	松	下	山	徳
場 所	湾施設の	港	称	名	の	設	施	湾	港		称	名	の	湾	港

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

Щ

周南市岐山通一丁目一番地

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

及び団において同じ。)をすること。 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。 (四)

を受けること。 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。

を受理すること 条例第七条第五項の規定による届出 (指定港湾施設の使用に係るものに限る。

条例第十条の規定により、 条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付するこ

(五) 条例第十三条第一項の規定により、 条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消

し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

兀 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

Ξ	港
田田	湾
	の
尻	名
港	称
二号浮桟橋の各一部並びに照明設備築地東胸壁、築地一号浮桟橋及び築地	港湾施設の名称
防府市	港湾施設の場所

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

防府市 防府市寿町七番一号

 \equiv 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

及び (において同じ。) をすること。 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。

(四)

を受けること。 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。

を受理すること。 条例第七条第五項の規定による届出 (指定港湾施設の使用に係るものに限る。

条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付するこ

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消 その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

施設及び設備の維持管理に関すること。

兀 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

泪	ر
萩	港
	湾
	の
	名
港	称
荷さばき地、浜崎可動橋、潟港二号緑部、浜崎物揚場、浜崎臨港道路、浜崎浜崎三号防波堤、浜崎防波護岸の一	港湾施設の名称
萩	港湾施設の場所

を受理すること。
三 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。

施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

萩	棟及び潟港テニス場電気室設、潟港テニス場、潟港テニス場、潟港テニス場管理港船舶保管施設、潟港船舶上下架施積場A、潟港給水栓、潟港給油所、潟港係船浮標、潟港物揚場A、潟港野	港	萩
港湾施設の場所	港湾施設の名称	港湾の名称	:##

| 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社マリーナ萩(萩市大字椿東六〇八〇番地の六

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

及び缶において同じ。)をすること。 () 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。(四)

を受けること。
「「条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。

系例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。

を受理すること。

(四)

地及び潟港四号緑地

イル。 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付するこの条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付するこ

し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消

施設及び設備の維持管理に関すること。

(四)

 (\overline{H})

四 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間



公告

青少年自然の家に係る指定管理者の指定

しました。)第九条第一項の規定により、青少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり指定う。)第九条第一項の規定により、青少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり指定山口県青少年自然の家条例(昭和四十九年山口県条例第三号。以下「条例」とい

平成二十八年三月二十九日

山口県教育委員会

指定管理者に管理を行わせる青少年自然の家の名称及び位置

山口県油谷青	名
少	
年	
自	
然	称
の	小小
家	
長	位
門	
市	置

株式会社FEEL「下関市貴船町二丁目一四番二八号二」指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

()。① 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ

条例第五条の許可をすること。

平成二十八年三月二十九日

Ξ

Щ 県 教

育

委 員

会

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

- 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- に閉館すること。 条例第四条第二項の規定により、 同条第一項各号に掲げる日に開館し、 又は臨時

同条第一項の開館時間を延長し、

又は短縮する

- 条例第七条の規定により、文化財資料の利用を拒むこと。

施設及び設備の維持管理に関すること。

条例第五条第二項の規定により、

指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間